

## 平成 18 年度第 1 回法務局・司調会 協議会

平成 18 年 7 月 3 日

報告者 上田 敏文

日 時 : 平成 18 年 6 月 26 日 10 時～

場 所 : 法務局 3 階会議室

出席者 : 鎌田 隆光 谷口 和隆 (県会)  
上田 敏文 川越 啓史 (支部)

法務局からの要望事項(調査士関連のみ)

- ① 前回お願いした件で法務局との協議を要する場合**必ず事前に書面(相談標)**を提出し日時を調整してください。
- ② 分筆・滅失等の申請で共同担保付きのものがある時は、**申請書の隅に 共担番号を記入(手書きで良い)**してもらえると事務処理がスムーズとのことでした。
- ③ 法改正により測量図には与点(三角点等)の記載が必須となりましたが、引照点のみの記載の測量図が散見されます。三角点記載云々については今後の打ち合わせ事項として取りあえず**復元与点(多角点等)は記載してください。**
- ④ 測量図を閲覧で申請(多分必要かどうかの判断をするため?)し途中で写しに変更してくれとの事例があるとのことこれは、やめてもらいたい。(コインコピー若しくは、再申請)
- ⑤ 法務局の勤務時間が 7 月より 17:15 までとなりました。申請事件の提出は従来通り 15:00 位まででお願いしたとの事です。

※ 次回は 9 月頃を予定しています法務局との協議 確認・要望事項等がありましたら随時受け付けますので事務局に文書で送付してください。